

「国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案」及び「国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案」の概要

背景

第 180 回国会において農林水産委員会で審査された改正管理経営法（平成 24 年法律 42 号）の施行により、国有林野事業職員については、平成 25 年 4 月 1 日から、「特労法」の適用対象外となり、協約締結権が認められなくなった（給与等についても「給特法」が廃止され、それによる特例が認められなくなった）。

両法案の概要

国有林野事業職員についてこれまで自律的な労使関係の下でその労働関係の調整が行われてきた経緯に鑑み、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法 12 条に基づき自律的労使関係制度が措置されるまでの間、「特労法」を適用し、給与等の特例を定める。

- ① 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案
→ 「特労法」の適用対象に国有林野事業職員を追加し、協約締結権を再び付与
- ② 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案
→ ①に伴い、国有林野事業職員の給与等に関する特例を規定（内容は廃止前の給特法とほぼ同じ）